

表 決 結 果

令和3年度第2回札幌市国民健康保険運営協議会の表決結果は、次のとおりである。

総数 13 表決数 13

令和4年2月14日

議案番号	議 件	表 決	
		可	否
議案第1号	令和4年度国民健康保険会計予算案について	13	0
議案第2号	札幌市国民健康保険条例の一部改正について (未就学児の均等割額の軽減および限度額の引き上げ)	13	0
議案第3号	令和3年度国民健康保険会計補正予算案の概要について (国庫支出金の返還)	13	0

※ 質問等、別紙のとおり

議案第2号 札幌市国民健康保険条例の一部改正について（未就学児の均等割額の軽減および限度額の引き上げ）

○ 今回、未就学児に対する減額措置の話があったが、これを含む改正の説明が欲しいと思いました。

こんな理由、こんな状況、こんな経緯で改正すると記してもらえるとありがたいです。

札幌市からの回答

1 未就学児に係る保険料の均等割額の減額措置の新設について

保険料は、所得に応じてかかる「所得割額」、世帯に対してかかる「平等割額」、加入者の人数に応じてかかる「均等割額」により構成されております。

札幌市をはじめとする地方自治体は、国に対し、子どもにかかる均等割額の軽減措置の導入について、これまで要望を重ねてまいりました。

これを踏まえ、国では子育てや教育に係る経済的負担軽減を図るための1つの施策として、令和4年度から子どものうち未就学児にかかる保険料の均等割額の減額措置を導入することとし、令和3年9月に、国民健康保険法施行令が改正されたところです。

これに伴い、札幌市でも、減額措置を新設するために、今回、条例の一部改正を行うものです。

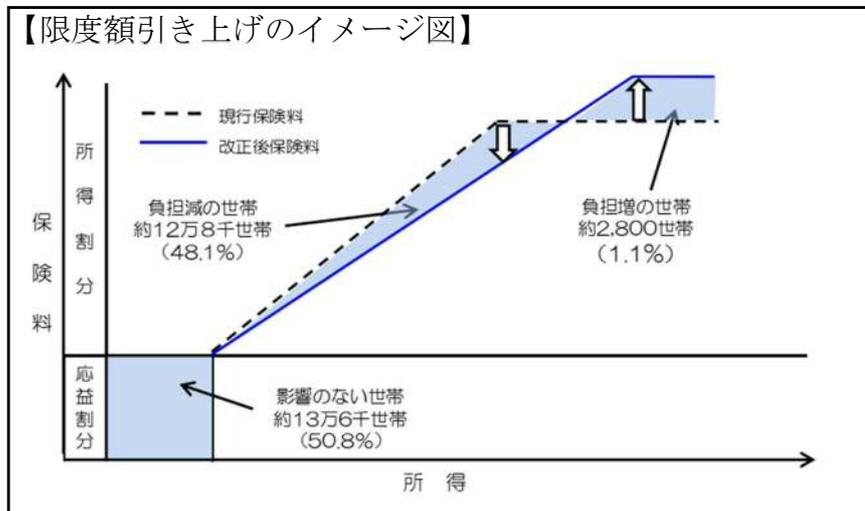
2 保険料の限度額の引き上げについて

国民健康保険料には、保険給付に対し保険料の負担が過度に重くならないように、一定の上限（賦課限度額）が設けられております。

今後高齢化や医療の高度化等に伴う医療費の増加が見込まれる中、高所得者層にも応分の負担を求め、負担感が強いといわれる中間所得層の負担上昇をできる限り抑えることを目的として、今般（令和4年2月）、国民健康保険法施行令が改正されました。

この改正に伴い、条例の一部改正を行うものです。（令和4年度から実施）

この改正により、下記のイメージ図のとおり、限度額を引き上げた分だけ限度額未満の方が負担する所得割額が減少することから、中間所得層を中心とした方々の負担が軽減される効果があります。



議案第3号 令和3年度国民健康保険会計補正予算案の概要について（国庫支出金の返還）

- 保険者努力支援制度の「重複・多剤投与者への取組」の交付金返還については、過去のことなのでしょうがないとしても、今現在、この取組に関する説明がほしかった。今も未取組なのか否か。

今後は、どのように取組を行う考えなのかも聞かせて欲しいです。

札幌市からの回答

「重複・多剤投与者への取組」につきましては、令和2年度から、同じ月内に複数の医療機関から同じ薬効の薬や12種類以上の薬の処方を受けている被保険者（令和2年度1,000人、令和3年度1,500人）に対して、文書や電話により医療機関や薬局への相談を勧める取組を実施しております。

令和4年度以降も勧奨対象被保険者等を精査しながら継続してこの取組を実施してまいります。

報告1 特定健診等実施計画の評価結果について

- 長引く、コロナ禍の中で、残念ではありますが、特定健診の分野におきましても、大きく影響を及ぼして、札幌市におきましても、今年からの各区の特定健診も中止となりました。

ただし、今後の医療費全体の軽減を考えた時、特定健診の必要性はますます大切となると思いますので、今回の第3期特定健診等実施計画にあります、目標値、実績の結果にかかわらず、今後とも特定健診に対する、施策方策もしっかりと取り組むことが大切と考えますので、市も協議会としても努力を続けていくことが必要と思います。

札幌市からの回答

ご指摘のとおり、特定健診につきましては、生活習慣病予防等のため、重要な取組であると認識しております。

令和4年度以降も、現在実施している様々な受診勧奨事業に加え、より効果的な取組を検討、実施してまいります。